

# 会計基準Digest

## 会計基準を巡る動向 2016年4月号

会計基準Digestは、日本基準、エンドースメントされたIFRS(日本)、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



### 1. 日本基準

#### ■ 法令等の改正

該当なし

#### ■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

##### 【最終基準】

該当なし

##### 【公開草案】

ASBJ、実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成28年4月22日に、実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」)を公表した。

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなる見直しが行われた。

本公開草案は、当該税制改正に合わせ、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物から減価償却方法を定額法に変更する場合には、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う等の実務上の取扱いを提案している。



コメント締切りは、平成28年5月23日である。

##### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年4月27日発行)

#### ■ INFORMATION

金融庁、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」を公表

金融庁は、平成28年4月18日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」(以下「本報告書」)を公表した。本報告書は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ(座長 神田秀樹東京大学大学院法学政治学科研究科教授)」が、平成27年11月より5回にわたり、企業の情報開示のあり方等について検討及び審議を行ってきた結果を報告書としてとりまとめたものである。

本報告書では、企業と投資家の建設的な対話を促進する観点を踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等を検討し、決算短信、事業報告・計算書類、有価証券報告書の各開示書類の開示内容の整理・共通化・合理化、対話の促進に向けた開示の日程・手続のあり方、有価証券報告書のほか、任意開示を含む開示書類における非財務情報の開示の充実等が提言されている。

##### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年4月21日発行)

経産省、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」提言及び報告書を公表

経済産業省は、平成28年4月21日に、「株主総会の招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大に向けた提言～企業と株主・投資家との対話を促進するための制度整備～」及び「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書」(以下、「本報告書等」)を公表した。

本報告書等は、企業と株主・投資家による建設的な対話を促すことを目的として、招集通知関連書類の電子提供を促進・拡大させる方向での柔軟な制度整備に関する提言及び情報開示を充実させ、株主の議案検討期間を確保するための方策として、以下に関する提言が盛り込まれている。

- 株主総会の招集通知等の電子提供
- 議決権行使プロセスの電子化
- 株主総会関連日程の適切な設定
- 対話支援産業への期待
- フォローアップ会合の開催

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年4月26日発行)

#### 金融庁、「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について」を公表

金融庁は、平成28年4月20日に「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について(その1)」及び、平成28年4月28日に「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について(その2)」を公表した。

今般の熊本地震に関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の措置が認められる。

- 今般の平成28年(2016年)熊本地震の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書)について、期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することが認められる。ただし、今般の地震の影響により、開示書類を本来の提出期限までに提出することができなかった場合であっても、平成28年7月29日までに提出すれば、行政上及び刑事上の責任を問われず(「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」平成28年5月2日公布・施行)、この場合、提出期限延長のための財務(支)局長への承認申請は不要である。
- 臨時報告書についても、地震という不可抗力により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われる。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年4月22日発行)

#### ASBJ、「『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』の一部改訂について」を公表

ASBJは、平成28年4月22日に「『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』の一部改訂について」(以下、「本改訂」)を公表した。

平成28年4月12日に、国際会計基準審議会(IASB)より「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」が公表され、

IFRS第15号の一部が改正された。

本改訂は、これを受けて、ASBJが平成28年2月4日に公表した意見募集文書「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」においてIFRS第15号の内容を記載している部分について改訂を行ったものである。なお、その他の部分の改訂は行われていない。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

## 2. 修正国際基準

### ■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

#### 【最終基準】

該当なし

#### 【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

## 3. IFRS

### ■ 会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

#### 【最終基準】

会計基準「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」の公表 (2016年4月12日 IASB)

本会計基準は、IASBが2014年5月に公表したIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」について、その適用に際して潜在的に異なる見解が生じる可能性が示唆された論点に関し、IFRS第15号を修正して明確化することを目的として公表されたものである。

IFRS第15号は、米国会計基準のTopic606「顧客との契約から生じる収益」と実質的に同じ内容となっている。IASBとFASBはこれらの新基準の公表後に共同の移行リソースグループ(Transition Resource Group; TRG)を組成し、新基準の円滑な適用の促進を目的として適用上の課題について議論を行ってきた。

本会計基準は、TRGで議論された論点のうち、以下の3項目についてIFRS第15号を修正して明確化した。

- 履行義務の識別

「区分して識別可能か」という第27項(b)の要件及び当該要件が満たされていることを示す、第29項に挙げられた3つの指標につき、その関係性を明確化した。

- 本人または代理人の検討

支配の原則と支配の諸指標との関係(B35項、B37項)について明確化した。また、無形の財またはサービスへの支配の適用に関して新たなガイダンスを追加して明確化した(B34項、B34A項)。また、サービスに対する支配の評価に関して、新たなガイダンスを追加し(B35A項)、関連する設例を改訂・追加した。

- ライセンス

知的財産にアクセスする権利を顧客に提供していると判断するための要件の一つ「知的財産の形式または機能性を著しく変化させると予想される」(B58項(a))に関して、どのような場合に「著しい影響」を与えることになるのかについて、第B59A項を追加して明確化した。また、売上高・使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定の適用範囲について、第B63A項及び第B63B項を追加して明確化した。

上記3点については米国基準においても改訂の対象となっているが、改訂内容の詳細についてはIFRSと米国基準とで異なる点がある。さらに、以下の4点については米国基準では改訂の対象となっているがIFRSでは今回の改訂では取り上げられていない。

- 回収可能性
- 売上税の表示
- 現金以外の対価
- 完了した契約の定義

また、本会計基準は、移行措置における、完了した契約及び契約変更に関する実務上の便法を追加している(C5項、C7A項、C8A項)。

本会計基準は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。なお、早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2016年4月15日発行)

【公開草案】

該当なし

IFRSについての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)](#)へ

## 4. 米国基準

### ■ 会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】  
ASU第2016-10号「履行義務の識別及びライセンス」の公表(2016年4月14日 FASB)

本ASUは、ASU2014-09「顧客との契約から生じる収益(Topic606)」の適用に向けてのTRGで識別された問題に対処するために、履行義務の識別及びライセンス付与に関してより詳細なガイダンスを提供するものである。

履行義務に関しては、以下のガイダンスを提供している。

- 財・サービスが、どのような場合に別個のものであり、したがって履行義務に該当するかについてのガイダンスを明確化した。
- 契約上重要性のない財・サービスについては履行義務として識別する必要がないことを明記した。
- 支配が顧客に移転した時点以降に提供される配送サービスにつき、これを別個の履行義務として識別するか否かを会計方針の選択とした。

知的財産のライセンスに関しては、以下のガイダンスを提供している。

- 収益認識の時期及びパターンについて、販売ベース又は使用量ベースのロイヤルティについての収益認識の例外規定をどのように適用するかを含め、明確化した。
- 顧客との約束が単独のライセンスにあたるか複数のライセンスを含むかを判断するうえで、知的財産のライセンスに係る契約上の制限をどのように評価すべきかのガイダンスを追加した。

本ASUはTopic606の基礎となる原則に変更を加えるものではないが、同様の改訂がIFRS第16号「顧客との契約から生じる収益」については行われなかったことにより、IFRSとの間で差異をもたらす可能性がある。



本ASUはTopic606の適用開始と同時に適用が開始される。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues No16-13](#) (英語)

### 【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

(1) ASU案「技術的修正ならびに改善」の公表(2016年4月21日 FASB)

本ASU案は、会計基準のコード化体系(Accounting Standards Codification)のコード化の過程で生じたオリジナル基準書からの乖離を修正し、さらに、表現の変更によるガイダンスの明確化、リファレンスの修正、構造体系に補正を加えることによる簡素化、その他の微調整を行うことにより、会計基準の質の改善を図ること

を提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。



コメントの締切りは2016年7月5日である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

#### (2)ASU案「キャッシュフロー計算書 制限付き現金」の公表(2016年4月28日 FASB)

本ASU案は、制限付き現金及び制限付き現金同等物を含む、現金及び現金同等物の合計について、期中の動きをキャッシュフロー計算書上に表示することを提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。



コメントの締切りは2016年6月27日である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

## ■INFORMATION

### FASB、金融資産の信用損失に関する新たな基準書を2016年6月に公表予定

FASBは、2016年4月27日のボード会議において、金融資産の信用損失に関する基準について審議した。

基準書は2016年6月に公表される予定であるが、適用日については、当初合意していた時期を1年遅らせ、米国証券取引委員会（SEC）に財務諸表を提出している公開企業については、2019年12月16日以降開始する事業年度とその期中期間から適用することを決定した。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

## ■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2016年3月 IASB会議速報](#)



## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ([Link](#))
- 日本基準([Link](#))
- 修正国際基準([Link](#))
- IFRS([Link](#))
- 米国基準([Link](#))